

千葉市エンゼルヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後1年未満の者が属する家庭で、家事又は育児を援助する者がいない場合にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児を援助するため本市が行う千葉市エンゼルヘルパー派遣事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 ホームヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、千葉市内に居住し、家事又は育児の援助を要するもので、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）妊娠中又は出産後1年未満であり、派遣する時間帯に家事又は育児を行える者が2名以上在宅していない家庭に属する者。ただし、多胎の妊娠・養育においては派遣する時間帯に家事又は育児を行える者がいても利用することができる。

（2）その他市長が派遣対象者とすることが必要であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、乳児のほかに派遣対象者その他の保護者が在宅しない等の事由により、ホームヘルパーを派遣することに支障があると市長が認めた場合は、派遣対象者としないことができる。

(援助の内容)

第3条 派遣されたホームヘルパーが行うことのできる援助の内容は、次の表に掲げるものの（営利事業及び各種祭事等に係るものは除く）のほか、特に必要があると市長が認めたものとする。

区 分	援 助 の 内 容
（1）家事に関するもの	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の日常的な清掃、整理整頓 エ 近隣店舗で持てる範囲の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
（2）乳児の育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ その他必要な育児援助 (上の子の育児支援等)

(援助を行う時間数及び回数)

第4条 援助を行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回の援助につき2時間とし、1日2回を限度とする。
- (2) 回数は、多胎の妊娠・養育については、50回以内、その他については30回以内とする。

(援助を行う日及び時間帯)

第5条 援助を行う日及び時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 援助を行う日は、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日とする。
- (2) 援助を行う時間帯は、午前8時から午後6時までとする。

(登録・利用等の申請)

第6条 当該事業の利用を申請する者(以下「申請者」という。)のうち、利用希望日時が確定している者は、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用申請書(様式第1号)により、原則として、利用希望日時の5日前(市役所の閉庁日を除く)までに、市長に申請するものとする。

2 申請者のうち、利用希望日時が未定の者は、エンゼルヘルパー派遣事業登録申請書(様式第1号の2)により、市長に申請するものとする。

(登録・利用等の承認、不承認及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、派遣事業を利用しようとする世帯の生活状況等を把握のうえ、登録の承認及び利用の決定又は登録及び利用の不承認を行い、事業者(第12条の規定により、委託した事業者をいう。以下同じ。)と利用の調整を行い、併せて、エンゼルヘルパー派遣事業登録承認・利用決定通知書(様式第3号)又はエンゼルヘルパー派遣事業登録・利用不承認通知書(様式第3号の2)により、申請者に対し、速やかに、通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、登録の承認又は不承認を行い、併せて、エンゼルヘルパー派遣事業登録承認通知書(様式第3号の3)又はエンゼルヘルパー派遣事業登録不承認通知書(様式第3号の4)により、申請者に対し、速やかに、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、登録の承認及び利用を決定した場合は、その旨を事業者に対し、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用決定通知書(様式第3号の5)により、速やかに、通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による登録について、出産後1年を経過した者が属する家庭にあっては、承認通知書の効力は消滅するものとする。

(利用開始日未定の登録者の取扱)

第8条 前条第2項の規定に基づき登録の承認を受けた者及びその家族(以下「利用開始日未定の登録者等」という)は、利用希望日時が決定したときは、電話、電子メール等により、利用希望日時と利用希望の状況の他、登録番号及び利用者氏名(以下、「利用希望日時等」という)を連絡するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用希望日時等の連絡を受けたときは、事業者と利用の調整を行い、申請者に対し、連絡するとともに、当該事業者に対して、エンゼルヘルパ

一派遣事業登録承認・利用決定通知書（様式第3号の5）により、通知するものとする。

（変更の申請等）

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により、登録を承認された者が、登録内容を変更しようとするとき、及び第7条第1項又は第8条第2項の規定により、援助の利用を承認された者が、決定された事項を変更し、又は援助の利用を中止しようとするときは、エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用変更等申請書兼届出書（様式第4号）により、速やかに、市長に申請するものとする。なお、登録内容を変更する申請については、電子メールに、援助の利用、変更又は中止に関する申請については、電話、電子メール等による申請に代えることができる。

（変更措置等）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、登録、援助内容の変更、又は援助の利用を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により、登録内容を変更したときは、エンゼルヘルパー派遣事業登録内容等変更受理通知書（様式第5号）により、事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、援助内容の変更及び中止を行ったときは、事業者に速やかに連絡するものとする。

（事業者による事前調整）

第11条 第7条第1項、又は同条第2項及び第8条第2項に基づく承認を受けた者で、登録内容に変更のないものが、初回利用後、同一の事業者から追加で援助を受けようとする場合、市長は第7条各項に規定する登録・利用等の申請を省略できるものとする。なお、追加の援助依頼をうけた事業者は、速やかに市長に利用者や利用の日時等について報告するものとする。

（利用料）

第12条 この事業を利用した者（以下「利用者」という。）は、別表1に定める額を負担するものとする。なお、利用者の都合により、利用を中止する場合は、利用者は別表2に定める額を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、ホームヘルパーが買い物その他の援助を行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による申請を行う際に当該各号のいずれかに該当することを証明する書類を提出するものとする。

- (1) 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯
- (2) 市町村民税所得割非課税又は課税額48,600円未満の世帯
- (3) ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）
- (4) 多胎世帯

4 利用者は、第1項及び第2項に規定する利用料及び実費相当額を利用した事業者に直接支払うものとする。

（事業の委託）

第13条 市長は、この事業を次の各号に定める事業を実施している者に委託して行う

ものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護

(2) 前号に規定する事業に相当する事業
(委託料)

第14条 市長は、この事業の実施を委託した事業者に対し、この事業の実施に要する費用として、別表3に定める委託料を支払うものとする。

(ホームヘルパーの選考)

第15条 事業者は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、ホームヘルパーを選考するものとする。

(1) 看護師、保育士、乳幼児の養育に経験がある者等であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(ホームヘルパーの研修)

第16条 事業者は、ホームヘルパーに対して必要に応じ、資質の向上のために必要な研修を実施するものとする。

(ホームヘルパーの健康管理等)

第17条 事業者は、ホームヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、ホームヘルパーの健康管理に細心の注意を払うものとする。

(身分証明書の携行等)

第18条 ホームヘルパーは、援助を行う際に、常に事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者宅の訪問時に必ず提示するほか、利用者の請求に応じ提示するものとする。

2 ホームヘルパーは、援助を行ったときは、その都度、エンゼルヘルパー派遣事業利用確認書（様式第6号）により、利用者から援助履行の確認を受けるものとする。

(報告及び帳票類の整備等)

第19条 事業者は毎月、事業実施報告書（様式第7号）及び事業実績報告書（様式第8号）を作成し、翌月15日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の適正な実施を確保するため、事業者に援助に関する記録、その他必要と認める帳票類を整備させるものとする。

3 市長は、第12条により委託した業務の適正な実施を図るため、事業者が行う事業内容を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、事業者に対し、帳簿書類等の提出又は援助内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、千葉市エンゼルヘルパー派遣事業の実施に關し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

2 第6条から第9条までの規定による利用に関し必要な手続きは、平成14年1月

1日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号及び様式第3号の3の改正規定は、同年3月26日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、第2条に規定する派遣対象者に該当する者の施行日以後にサービスを利用できる回数は、第4条第2号に規定する回数から施行日前に利用した回数を減じた数とする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に利用の決定を受けている者は、登録の承認を受けたものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1

利用者の属する世帯区分	1回2時間当たりの利用料
生活保護・市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税所得割非課税世帯又は課税額48,600円未満の世帯	250 円
ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）又は多胎世帯	840 円
その他の世帯	1,680 円

- ※ 1 生活保護世帯とは、この事業を利用した日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯とする。
- ※ 2 市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯又は課税額48,600円未満の世帯とは、この事業を利用した日の前年（1月から5月までの利用については前々年）の所得に対するその該当の有無をいうものとする。
なお、課税額48,600円未満の世帯とは、世帯の市町村民税所得割の課税額の合算が48,600円未満の世帯をいう。
- ※ 3 ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）とは、この事業を利用した日においてその該当の有無（妊娠中にあっては出産後、児童扶養手当が受給される見込みの有無）をいうものとする。
- ※ 4 多胎世帯とは、同じ母親が2人以上の胎児を同時に妊娠し、多胎児を出産した世帯をいう。
なお、多胎世帯に該当するかについては、利用日時点で判断する。
- ※ 5 初回利用については、利用者の属する世帯区分に関わらず、無料クーポンの提出により、利用料を徴収しないこととする。

別表 2

利用者都合によりサービスの供与が中止された場合の1回当たりの利用者負担額	
派遣前々日の16時までに連絡があった場合	0 円
派遣前々日の16時以降、派遣前日の16時までに連絡があった場合	840 円
派遣前日の16時以降に連絡があった場合 (利用者宅訪問後のサービスの供与中止を含む)	1,680 円

※ 初回利用においても、利用者負担を徴収するものとする。

別表 3

利用者の属する世帯区分	金額
初回利用世帯	4,700 円
生活保護・市町村民税非課税世帯	4,700 円
市町村民税所得割非課税世帯又は課税額48,600円未満の世帯	4,450 円
ひとり親世帯（児童扶養手当受給相当）又は多胎世帯	3,860 円
その他の世帯	3,020 円

エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

下記のとおりエンゼルヘルパー派遣事業の登録をし、利用したいので申請します。

利 用 者	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	昭・平 年 月 日 () 歳				
	住所(ヘルパーの 派遣を受ける住所)					
	建物名・部屋番号等					
	住所(上記と同じ 場合は記入不要)					
	建物名・部屋番号等					
	連 絡 先	電話番号	(平日、日中の連絡先) — —			
		電子メールアドレス	@			
出産(予定)日	年 月 日					
申 請 者	□利用者と同じ(記入不要)					
	□利用者と異なる(以下に記入)					
	フリガナ					
	氏名					
	続柄	利用者から見て _____				
電話番号	— —					
対象者の世帯構成	氏名	続柄	生年月日	職業	備考	
その他	ペット 有・無 (詳細 : _____)					
	無料駐車場 有・無 (詳細 : _____) コインパーキング 料金負担 可・否					
世帯の区分	① 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 ② 市民税所得割非課税世帯 又は 課税額48,600円未満の世帯 ③ ひとり親世帯(児童扶養手当受給相当) ④ 多胎世帯(双子など同時に2人以上を妊娠又は出産した家庭にあっては、母子手帳の写しなど) ⑤ その他の世帯					
申請理由	※①・②・③・④は証明書が必要です。 ① 妊娠中又は出産直後で昼間介助者がいないので、家事や育児に困難をきたしている ② 多胎のため、家事や育児に困難をきたしている ③ その他(_____)					
希望する 援助の内容 希望する援助全 てに□を付けて 下さい。	家 事 援 助	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後かたづけ <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修 <input type="checkbox"/> 居室等の日常的な清掃、整理整頓 <input type="checkbox"/> 近隣店舗で持てる範囲の買い物 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助 (_____)		乳 児 の 育 児 援	<input type="checkbox"/> 授乳 <input type="checkbox"/> おむつ交換 <input type="checkbox"/> 沐浴介助 <input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備 <input type="checkbox"/> その他必要な育児援助 (_____)	
希望事業者	第1希望 :			第2希望 :		

※1回2時間1日2回まで利用できます。

	利用希望日	利用希望時間	希望事業者	備考
(例)	4/1以降いつでも	16:00~18:00以外いつでも	特になし	4/3以外 など
1				
2				
3				
4				
5				

(備 考)

候補日は複数あげていただけると調整がつきやすくなります。

5日前（土日祝日除く）前までのご申請が必要です。

初めての事業者と調整する場合、調整にお時間をいただきますので、お時間に余裕を持ってお申込みいただきますようお願いいたします。

エンゼルヘルパー派遣事業登録申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

下記のとおりエンゼルヘルパー派遣事業の登録をしたいので申請します。

利 用 者	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	昭・平 年 月 日 () 歳				
	住所(ヘルパーの 派遣を受ける住所)	建物名・部屋番号等				
	住所(上記と同じ 場合は記入不要)	建物名・部屋番号等				
	連 絡 先	電話番号	(平日、日中の連絡先) — —			
		電子メールアドレス	@			
出産(予定)日	年 月 日					
申 請 者	<input type="checkbox"/> 利用者と同じ(記入不要) <input type="checkbox"/> 利用者と異なる(以下に記入)					
	フリガナ					
	氏名					
	続柄	利用者から見て				
電話番号	— —					
世 帯 構 成	氏名	続柄	生年月日	職業	備考	
その 他	ペット 有・無 (詳細:)					
	無料駐車場 有・無 (詳細:)	コインパーキング料金負担 可・否				
世帯の区分	① 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 ② 市民税所得割非課税世帯又は課税額48,600円未満の世帯 ③ ひとり親世帯(児童扶養手当受給相当) ④ 多胎世帯(双子など同時に2人以上を妊娠又は出産した家庭にあっては、母子手帳の写しなど) ⑤ その他の世帯 ※ ①・②・③・④は、証明書が必要です。					
	申請理由	① 妊娠中又は出産直後で昼間介助者がいないので、家事や育児に困難をきたしている。 ② 多胎のため、家事や育児に困難をきたしている。 ③ その他()				
利用予定開始日	年 月 日					
利用予定頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に数回 <input type="checkbox"/> 月に数回 <input type="checkbox"/> 介助人やご自身の体調に合わせて <input type="checkbox"/> その他()					
希望する 援助の内容 希望する見込み のある援助全 てに□を付けて下 さい。	家 事 援 助	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後かたづけ <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯・補修 <input type="checkbox"/> 居室等の日常的な清掃、 整理整頓 <input type="checkbox"/> 近隣店舗で持てる範囲の 買い物 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助 ()		乳 児 の 育 児 援 助	<input type="checkbox"/> 授乳 <input type="checkbox"/> おむつ交換 <input type="checkbox"/> 沐浴介助 <input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備 <input type="checkbox"/> その他必要な育児援助 ()	
希望事業者	(第一希望)			(第二希望)		

年月日

様

千葉市長

エンゼルヘルパー派遣事業登録承認・利用決定通知書

申請のありましたエンゼルヘルパー派遣事業の登録について承認し、次のとおり利用を決定しましたので通知します。

1. 登録情報

[登録番号]

[登録期間] 本日から、出産後1年未満(子が1歳を迎える前日)まで

[利用上限回数] 30回(多胎児の出産・養育の場合は50回)

[氏名]

[住所]

[電話番号]

2. 利用日時(初回申請分)

利用日	利用時間	援助内容			派遣事業者
1		家事	育児		
2		家事	育児		
3		家事	育児		
4		家事	育児		
5		家事	育児		
6		家事	育児		
7		家事	育児		
8		家事	育児		
9		家事	育児		
10		家事	育児		

3. 援助内容

1 家事に関する援助

- | | |
|-------------------|------------------|
| ア 食事の準備及び後かたづけ | エ 近隣店舗で持てる範囲の買い物 |
| イ 衣類の洗濯、補修 | オ 関係機関との連絡 |
| ウ 居室等の日常的な清掃、整理整頓 | カ その他必要な家事援助(|

2 乳児の育児に関する援助

- | | |
|---------|---------------|
| ア 授乳 | エ 適切な育児環境の整備 |
| イ おむつ交換 | オ その他必要な育児援助(|
| ウ 沐浴介助 | |

(裏面もご確認ください)

4. 利用料 1回（2時間）あたり 円

◆ 支払いについて

利用料は、利用するごとに派遣事業者へ、直接お支払いください。

初回の利用時は、無料クーポンを事業者へ直接お渡しください。

※有料駐車場を利用する場合の駐車場代は利用者の負担になります。

別途実費相当額を事業者へ直接お支払いください。

◆ キャンセル料について

利用者の都合で、利用をキャンセルした場合、以下のキャンセル料が発生します。

派遣前々日の 16時までに連絡	派遣前の 16時までに連絡	派遣前の16時以降 ～当日の連絡及び訪問後
無料	840円	1,680円

※初回利用の場合でも、キャンセル料は、現金でお支払いいただきます。

その場合、初回無料クーポンは、次に利用をする時に使用できます。

【注意事項等】

- ◆ この通知書は、派遣ヘルパーが援助開始時に利用者、援助内容等の確認として、必要となりますので、大事に保管してください。
また、派遣ヘルパーは、市から通知した「エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用決定通知書」を持っていますので、利用開始時にご確認ください。
- ◆ 決定した利用日を変更する場合、利用日を追加する場合は、利用希望日の5日前（土、日、祝日等を除く）までに、登録番号、利用者氏名、利用希望日と利用時間を電話、電子メール、インターネットの電子申請等でご連絡ください。

電子メールの方はこちら↓



電子申請の方はこちら↓



年 月 日

様

千葉市長

エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用不承認通知書

申請のありましたエンゼルヘルパー派遣事業の登録について、下記の理由により不承認となり、利用はできませんので、通知します。

(理由)

※特記事項

(問い合わせ先) 幼保支援課 Tel 245-5180

年月日

様

千葉市長

エンゼルヘルパーサービス登録承認通知書

申請のありましたエンゼルヘルパーサービスの登録について、次のとおり承認しましたので、通知します。

1. 登録情報

[登録番号]

[登録期間] 出産後1年未満(子が1歳を迎える前日)まで

[利用上限回数] 30回(※多胎児の妊娠出産・養育の場合は50回)

※多胎児を妊娠又は養育している場合については、通知日時点
のみではなく、利用日時点においても必要な要件です。

[氏名]

[住所]

[電話番号]

2. 利用料

1回(2時間)あたり

◆ 支払いについて

利用料は、利用するごとに派遣事業者へ、直接お支払ください。

初回の利用時は、無料クーポンを事業者へ直接お渡しください。

※有料駐車場を利用する場合の駐車場代は利用者の負担になります。

別途実費相当額を事業者へ直接お支払ください。

◆ キャンセル料について

利用者の都合で、利用をキャンセルした場合、以下のキャンセル料が発生します。

派遣前々日の 16時までに連絡	派遣前日の 16時までに連絡	派遣前日の16時以降～ 当日の連絡・訪問後
無料	840円	1,680円

※初回利用の場合でも、キャンセル料は、現金でお支払いただきます。

その場合、初回無料クーポンは、次に利用をする時に、使用できます。

◆利用日が決まつたらご連絡ください。

利用希望日が決まつたら、5日前(土、日、祝日等を除く)までに、
登録番号、利用者氏名、利用希望日時、利用希望事業者を
電話、電子メール、インターネットの電子申請等でご連絡ください。
なお、初回利用の場合は、事業者の調整に時間がかかります
ので余裕をもってお申込みください。

電子メールの方はこちら↓

電子申請の方はこちら↓



【メモ欄】(利用日時等の記録としてご自由にお使いください)

	利用日	利用時間	派遣事業者	援助内容	
1		~		家事：	育児：
2		~		家事：	育児：
3		~		家事：	育児：
4		~		家事：	育児：
5		~		家事：	育児：
6		~		家事：	育児：
7		~		家事：	育児：
8		~		家事：	育児：
9		~		家事：	育児：
10		~		家事：	育児：
11		~		家事：	育児：
12		~		家事：	育児：
13		~		家事：	育児：
14		~		家事：	育児：
15		~		家事：	育児：
16		~		家事：	育児：
17		~		家事：	育児：
18		~		家事：	育児：
19		~		家事：	育児：
20		~		家事：	育児：

(欄が不足する場合はコピーしてください)

◆ 家事援助

- ア 食事の準備及び後かたづけ
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 居室等の日常的な清掃、整理整頓

- エ 近隣店舗で持てる範囲の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事援助()

◆ 育児援助

- ア 授乳
- イ おむつ交換
- ウ 沐浴介助

- エ 適切な育児環境の整備
- オ その他必要な育児援助()

年 月 日

様

千葉市長

エンゼルヘルパー派遣事業登録不承認通知書

申請のありましたエンゼルヘルパー派遣事業の登録について、下記の理由により不承認となりましたので、
通知します。

(理由)

※特記事項

(問い合わせ先) 幼保支援課 Tel 245-5180

様

エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用決定通知書

エンゼルヘルパー派遣事業の登録について承認し、次のとおり利用を決定しましたので、通知します。

1. 利用者氏名等 [登録番号]

[氏 名]

[住 所]

[電話番号]

2. 利用日時（初回申請分）

利用日	利用時間	援助内容				備考
1	～	家事		育児		
2	～	家事		育児		
3	～	家事		育児		
4	～	家事		育児		
5	～	家事		育児		

3. 援助内容

1 家事に関する援助

- | | |
|-------------------|------------------|
| ア 食事の準備及び後かたづけ | エ 近隣店舗で持てる範囲の買い物 |
| イ 衣類の洗濯、補修 | オ 関係機関との連絡 |
| ウ 居室等の日常的な清掃、整理整頓 | カ その他必要な家事援助（ ） |

2 乳児の育児に関する援助

- | | |
|---------|-----------------|
| ア 授乳 | エ 適切な育児環境の整備 |
| イ おむつ交換 | オ その他必要な育児援助（ ） |
| ウ 沐浴介助 | |

4. 利用料 1回（2時間）あたり 円(本出産に係る初回の利用時は無料)

※初回の利用であることを市が通知した方の利用時は、利用料に替え無料クーポンをお受取ください。

(留意事項)

この通知書は、利用者が利用開始時に派遣事業者、援助内容等の確認として、必要となりますので、必ず派遣するヘルパーに持たせてください。
また、利用者は市から通知した「エンゼルヘルパー派遣事業登録承認・利用決定通知書」を持っていますので、援助開始時にご確認ください。

お世話になります。利用者情報等を送付します。よろしくお願いします。

年齢(登録時) 歳

無料駐車場

【注意事項等】

室内ペット

【注意事項等】

出産(予定)日 令和 年 月 日

※兄弟姉妹(いる場合)

援助内容等特記事項

食事:

その他:

立ち合い等

- 初回利用者ですので「無料クーポン券」を使用します。
- 立ち合いがあります。

月 日 () に直接利用者宅へお越しください。

- 事前に制度の説明書類を送付していますので、立ち合いはありません。
利用開始時間に直接利用者宅へお越しください。
- 他事業所利用の方ですので、立ち合いは有りません。

周辺案内

(近隣目印等)

様式3号

エンゼルヘルパー派遣事業登録・利用変更等申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者 氏名

住所

次のとおり、申請します。

変更 中止

利用者氏名			
登録番号			
変更（中止）の記載欄	<input type="checkbox"/> 利用年月日等 <input type="checkbox"/> 援助内容 <input type="checkbox"/> 登録内容等	変更前	
		変更後	
変更事由等発生年月日		年 月 日	

エンゼルヘルパー派遣事業登録内容等変更受理通知書

年 月 日

様

千葉市長

下記のとおり、変更しましたので通知します。

利用者氏名			
登録番号			
変更事由	<input type="checkbox"/> 利用者氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 世帯区分 <input type="checkbox"/> その他 ()	変更前	
		変更後	

エンゼルヘルパー派遣事業利用確認書

事業者名

利用者情報

(登録番号)

中央・稻毛・緑

(氏名)

※住所 花見川・若葉・美浜 区

(出産日) 令和 年 月 日

※ 区以降、通知書と同じ場合は記載省略可

省略する場合は通知書住所と同じことを確認し ✓ → □

利 用 者 区 分			
初回利用世帯	生活保護・市町村民税非課税世帯	課市民民税所80%未満の世帯	その他の世帯 又は多胎親世帯 (児童扶養手当受給相当)
有・無	□	□	□

力その他必要な家事援助
才関係機関との連絡
工近隣店舗で持てる範囲の買い物
ウ居室等の日常的な清掃、整理整頓
イ衣類の洗濯、補修
ア食事の準備、後かたづけ

オその他必要な育児援助
エ適切な育児環境の整備
ウ沐浴介助
イおむつ交換
ア授乳

ア市長が認めたもの

：：：：：：：
アイウエオカ
：：：：：：：
アイウエオ
ア

NO.	訪問日時		援助内容			ヘルパー名	利用者確認印	備考
	月／日	開始時間 (所要時間)	(1)家事援助	(2)育児援助	(3)その他			
1	/	: ~ 2時間 又は 1時間45分	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
2	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
3	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
4	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
5	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
6	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
7	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
8	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
9	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			
10	/	: ~ 2時間	[アイウエオカ] (カ:)	[アイウエオ] (オ:)	[ア] (ア:)			

合計回数

回

エンゼルヘルパー派遣事業実施報告書

年 月分

区

事業者名

	利用者氏名	派遣回数		(1)家事援助回数			(2)乳児の育児援助回数			(3)その他			ア 市長が認めたもの	
		初回利用世帯	生活保護・市町村民税非課税世帯	ア その他の世帯	イ ひとり親世帯(児童扶養手当受給相当)	ウ 多胎世帯	エ 食事の準備・後かたづけ	オ 居室等の日常的な清掃・整理整頓	カ 関係機関との連絡	ガ 近隣店舗での持てる範囲の買い物	イ 授乳	ウ おむつ交換	オ 沐浴介助	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
小計														

〔委託料額〕

初回利用世帯	4,700	円	×	回	=	円
生活保護・市町村民税非課税世帯	4,700	円	×	回	=	円
市民税所得割非課税世帯又は 課税額48,600円未満の世帯	4,450	円	×	回	=	円
ひとり親世帯(児童扶養手当受給相当)	3,860	円	×	回	=	円
多胎世帯	3,860	円	×	回	=	円
その他の世帯	3,020	円	×	回	=	円
合計(回数/金額)			回数:	0回	/ 金額:	円

エンゼルヘルパー派遣事業実績報告書

年 月分

事業者名

1 利用実績

〔単位:人、回数、時間〕

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
利用実人員							
利用延回数							
利用延時間							

2 援助内容(重複可)

〔単位:件数〕

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
家事援助 （1）	ア 食事の準備・後かたづけ						
	イ 衣類の洗濯・補修						
	ウ 居室等の日常的な清掃・整理整頓						
	エ 近隣店舗での持てる範囲の買い物						
	オ 関係機関との連絡						
	カ その他必要な家事援助 ※						
① 小計							
育児援助 （2）	ア 授乳						
	イ おむつ交換						
	ウ 沐浴介助						
	エ 適切な育児環境の整備						
	オ その他必要な育児援助 ※						
	② 小計						
その他 （3）	ア 市長が認めたもの ※	/	/	/	/	/	/
	③ 小計						
合計 :小計(① + ② + ③)							

※ (1)ーカ、(2)ーオ、(3)ーアについては、具体的な内容の内、主なものを備考欄に記入してください

備考

(1)ーカ	
(2)ーオ	
(3)ーア	